



海外赴任者に支給される賞与

第335回

三田さん：みらい先生、こんにちは。実は、今年の9月から2年間、タイの子会社へ海外赴任することになりました。

みらい：ついに念願の海外赴任ですね。頑張ってください。

三田さん：ありがとうございます。しばらくは、タイ赴任の準備に追われそうです。実は、税金についても調べているのですが、ちょっと気になっていることがあります。

みらい：どのようなことですか？

三田さん：はい、賞与の税金についてです。海外赴任すると日本の税金はかからないと聞きました。うちの会社は、冬の賞与が12月に支給されます。12月の賞与は、タイへ出国した後に支給されるので日本の税金はかからないのでしょうか？

みらい：海外赴任者の税金については、まず、居住者と非居住者の判定が必要です。三田さんの場合、2年間の予定で海外赴任されるので、出国後は税務上の非居住者に該当します。

三田さん：そこまでは理解しています。

みらい：次に「国内源泉所得」と「国外源泉所得」に区分する必要があります。非居住者であっても「国内源泉所得」については、日本でも税金の対象です。

三田さん：ちょっと難しくなってきましたね。「国内源泉所得」と「国外源泉所得」は、どのように区分すればいいのですか？

みらい：賞与について言うと「日本国内での勤務に基づく賞与」と「日本国外での勤務に基づく賞与」に区分するということになります。具体的にご説明しますね。12月に支給される賞与の計算期間は、お分かりになりますか？

三田さん：たしか、12月賞与の計算期間は5月から10月までだったと思います。

みらい：ありがとうございます。その場合であれば、

賞与の計算期間である5月から10月までの勤務日数を国内勤務日数と国外勤務日数に区分して、按分計算します。8月31日までが日本勤務で、9月1日からタイ勤務だとすると、国内勤務の日数は123日です。計算期間全体の日数が184日なので、そのうちの国内勤務123日分で按分した金額が国内源泉所得です。例えば、賞与金額が100万円の場合、下記の算式で按分計算します。

$$100 \text{ 万円} \times 123 \text{ 日} \div 184 \text{ 日} = 66.8 \text{ 万円}$$

三田さん：そうすると国内源泉所得があるので、海外赴任中であっても日本の税金がかかってしまうということですね。

みらい：はい、その通りです。なお、この場合の税率は20.42%です。

三田さん：12月なので、私が日本を出国した後になりますが、確定申告などの手続きをする必要はありますか？

みらい：賞与の税金は会社が源泉徴収するので、三田さんが日本で手続きをする必要はありません。ただ、日本国内で勤務しているときは税金の計算が異なります。その点については、会社に確認しておいた方がいいと思います。

三田さん：よく分かりました。ありがとうございます。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内25拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ハノイ・ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)・バングラデシュ(ダッカ)
JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL：http://www.miraic.jp/